

## 名古屋市都市公園条例の一部改正について

瑞穂公園田辺陸上競技場を廃止するため、名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）の一部を改正する必要がありますが、この条例の改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により教育委員会の意見を求められますので、下記のとおり提出します。

平成31年2月8日

名古屋市教育委員会教育長 杉崎正美

### 記

1 改正理由・内容

瑞穂公園田辺陸上競技場を体育館の建設用地とするため、廃止します。

2 施行期日

公布の日から施行します。

3 条例案

別紙のとおり（囲み枠部分）が教育に関する事務に当たる部分）

(案)

平成31年第 号議案

名古屋市都市公園条例の一部改正について

名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成31年 月 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3条の5」を「第3条の6」に改める。

別表第1 1 有料公園施設の表瑞穂公園の項中

「		電 光 表 示 装 置	を
		田 辺 陸 上 競 技 場	
」			
「		電 光 表 示 装 置	に改める。
」			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、瑞穂公園田辺陸上競技場を廃止する等の必要がある  
による。

(参 考)

新 旧 対 照 ( 改正案 / 現 行 )

名古屋市都市公園条例 (抜すい)

目次

第 1 章 (略)

第 2 章 都市公園の設置 (第 3 条 ~~第 3 条の 5~~ / 第 3 条の 6)

第 3 章 }  
    { (略)  
第 5 章 }

附則